

ちょっと待って、そのコピー大丈夫？
～学校にかかわる著作権について～

宮崎県立宮崎大宮高等学校

主任主事 田中美和子

宮崎県立延岡西高等学校

主任主事 阿波野ゆかり

宮崎県立日向高等学校

主 事 戸高美和

1 はじめに

「著作権ってなに？」素朴な疑問から始まった県北地区庶務部会の研究から5年がすぎました。その間に著作権法の改正が何度もあり、また、ビデオソフトの海賊版の記事や、音楽ソフトのネットでの供給に関わって、著作権の報道が目立つようになりました。そこで、学校現場でも、これらの問題について認識を変えていかなければならない事例が多く発生しているような気がします。

宮崎県には、事務職員協会が開発し、業者に販売メンテナンスを委託しているソフトがあります。版權は協会と業者の共有のものなのですが、会員の中にも、自分たちの財産を守ることがどのようなことであるのか十分に理解されていない面も多く、コピーが多い実態もあるようです。

今回5年前の研究を振り返りながら、当時手をつけずに終わってしまった学校現場に直接関わる問題を見つめながら著作物を守り有効に活用することを考察してみました。

2 学校現場の現状と課題

学校の中を見渡してみると教科書や、副読本、問題集等書籍、ビデオ、CD、LD等視聴覚教材、コンピュータソフト等のたくさんの著作物を利用して教育が成り立っていることに気づきます。これらの著作物の利用に関して、著作権という権利をしっかりと理解して行われているのでしょうか。

学校は、教育機関だから、非営利だから大丈夫。そのような考えで次のようなことは行われていないでしょうか。

○授業で使用するため、ワークブック、問題集、楽譜等を生徒の人数分コピーし配布する。

○教師の持っているソフトを授業で使用するため生徒の人数分コピーした。

実は、著作権法第35条で学校その他教育機関において著作物の複製は認められているのですが、ただし書きでその利用については著作者の経済的利益を損なう場合は認められないと明示されています。つまり、このような行為はただし書きの部分に抵触しているのですが、著作物の保護に対しての理解が十分でないために起こるのではないのでしょうか。

ところで、1999年12月9日、文化庁の著作権審議会は、著作権侵害の罪に問われた法人に対する罰金を現行の最高300万円から1億円程度にまで引き上げるべきだとする報告書をまとめました。このことからわかるように、依然として著作権が財産権であるという意識が低く、違法なコピーが後を絶たない実状があるようです。特に教育機関である学校は、これらの問題を真剣に受け止めなければならないのではないのでしょうか。

それでは、学校現場に直接関わる事例を考察する前に著作権とは何か、著作物とは何かを著作権法をとおして見ていくことにします。

以下文中にある条文については著作権法です。

3 著作権と著作物

著作権は資料1に示したとおり、知的所有権の一種で、創意や工夫によって創作された無形の財産です。この権利は、著作権法で保護されますが、著作者（創作者）に与えられる権利（広義の著作権）と、著作物を伝達するものに与えられる権利、すなわち著作隣接権とに、大きく分けられます。その内容は資料2のとおりです。

このうち、著作者の権利は、人格的な利益を保護する「著作者人格権」と、財産的な利益を保護する「著作権（狭義）」に分けられます。

一般に著作権という場合、財産的意味で使われます。仮に著作権を侵害すると刑事責任としては3年以下の懲役、または300万円以下の罰金となります。著作権の保護期間は個人の場合、死後50年、法人の場合、公表後50年です。

一方、著作物とは、その人の思想や感情が独自に表現されたものをいいます。

それでは次に、著作物とは何か、著作権法で具体的にみていくことにします。

(1) 著作物の主な具体的種類 (第10条)

- ①言語の著作物：論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など。
- ②音楽の著作物：楽曲及び楽曲を伴う歌詞。
- ③舞踏、無言劇の著作物：日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振付。
- ④美術の著作物：絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など。美術工芸品を含む。
- ⑤地図、図形の著作物：地図と学術的な図面、図表、模型など。
- ⑥映画の著作物：劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど。
- ⑦写真の著作物：写真、グラビアなど。
- ⑧プログラムの著作物：コンピュータプログラム

(2) 二次的著作物

(第2条第1項第11号、第11条)

一つの著作物を原作とし、そこに新たな創意性を加えたもの。二次的著作物を創作する場合には、原作者の許諾が必要。また、二次的著作物を利用する場合、二次的著作物の作者に加えて原作者の許諾も必要。

(3) 共同著作物 (第2条第1項第12号)

二人以上の者が共同して創作したもので、その各人寄与分が分離して個別に利用できない著作物。全員が共同でその権利を行使する。著作権の保護期間は最後に亡くなった著作者の死亡時より起算。

(4) 編集著作物 (第12条)

著作物を編集したもの(詩集、百科事典、新聞など)

著作物を編集したものでない情報を編集したもの(データ集、単語集など)

※ただし、編集著作物の権利が及ぶのは、編集著作物として利用する場合のみであり、収録されている個々の著作物利用については、著作者に利用の許諾の許可を得ればよい。

(5) データベースの著作物

(第2条第1項10号の3、第12条の2)

データベースで、その情報の選択または体系的な構成によって創造性を有するものは、編集著作物と同様に、収録されている著作物などとは別に保護される。

(6) 権利の対象とならない著作物 (第13条)

著作物の定義に該当し、著作物ではあるが、法律により著作権がないとされているもの。

①憲法やその他の法令(地方公共団体の条例、規則を含む)

②国や地方公共団体の告示、訓令、通達など。

③裁判所の判決、決定、命令など。

④①から③のプログラムの著作物：コンピュータプログラム。

⑤公開の政治上の演説、公開の裁判手続きでなされた陳述。

⑥事実の伝達にすぎない雑報、時事の報道。

4 著作物が自由に使える場合

著作権法では、一定の場合には著作権者の権利を制限し、許諾を得ることなく著作物を利用できることを定めています。以下にあげるものの中で特に学校に関係が深いものは、「学校その他の教育機関における複製」です。この場合次の要件を満たすことが必要です。

○実際に教育を担当するものが複製を行うこと。

○授業の過程において使用することを目的とすること。

○必要と認められる限度において複製すること。

○著作者の利益を不当に害することがないこと。

そのほかに関係が深いものとしては、「試験としての複製」、「営利を目的としない上演等」があります。

実際にはどのような場合が自由に利用できるのでしょうか。

○教育番組を生徒に授業で見せるために録画する。

ただし、録画したものをライブラリとして保管することまでは認められません。

○音楽の授業でレコードやCDを鑑賞させる。

○校内の試験問題に小説の一部を利用する。

設問上、やむを得ない場合は、翻訳、改変が認められます。

○学校文化祭で生徒が劇を上演する。

この場合、原作のままの利用が許されていますので小説を脚色して上演する場合は著作権者の許諾が必要になります。

○体育大会でのプラスバンド演奏。

といったものです。

「図書館等における複製」の場合ですが、小中高校の図書室は、法律で定める図書館には当たらないので注意が必要です。

では以下に著作権法上の著作物の自由な利用が認められる場合を列举しておきます。

(1) 私的利用のための複製 (第30条)

自分自身の個人的な使用、家庭内での使用等、限られた範囲内で利用する場合に著作物を複製することができます。ただし、デジタル方式の録音・録画機器により複製する場合は著作権者に相当の補償金の支払いが必要となります。

(2) 図書館等における複製 (第31条)

法律で定められた図書館に限って、利用者に対して複製物の提供などを行うことができます。

(3) 引用 (第32条)

自分の著作物に引用の目的上必要な範囲内で他人の著作物を引用して利用することができます。

(4) 教育用図書等への掲載 (第33条)

学校教育の目的上必要と認められる限度で教科書に著作物の掲載ができます。ただし著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要です。

(5) 学校教育番組の放送等 (第34条)

学校教育番組において著作物を放送することができます。また、学校番組用の教材に著作物を掲載できます。ただし、著作者への通知と著作権者への一定の補償金の支払いが必要です。

(6) 学校その他の教育機関における複製 (第35条)

教育を担当する者は授業の過程で利用するために著作物を複製することができます。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、除きます。

(7) 試験としての複製 (第36条)

入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製できます。ただし、営利目的のための利用は著作者への補償金の支払いが必要です。

(8) 点字による複製等 (第37条)

点字によって著作物を複製できます。また、点字図書館や盲学校の図書室など一定の施設では、盲人向けの貸出し用として著作物を録音することができます。

(9) 営利を目的としない上演等 (第38条)

営利を目的とせず観客から料金をとらない場合には、著作物の上演、演奏などができます。ただし、出演者などは無報酬である必要があります。

(10) 時事問題に関する論説の転載等 (第39条)

新聞・雑誌に掲載された時事問題に関する論説は、転載したり、放送したりできます。

(11) 政治上の演説等の利用 (第40条)

公開の場で行われた政治上の演説や陳述裁判での公開の陳述は、ある一人の著作者のものを編集して利用する場合を除き利用できます。

(12) 時事的事件の報道のための利用 (第41条)

名画の盗難事件を報道するためにその絵の写真を新聞に載せるような場合には、著作物を利用できます。

(13) 裁判手続等における複製 (第42条)

裁判の手続きのためや、立法・行政上の内部資料として必要な場合には著作物を複製することができます。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は除きます。

(14) 翻訳、翻案等による利用 (第43条)

(15) 放送事業者等による一時的固定 (第44条)

放送事業者は放送のための技術的手段として著作物を一時的に固定することができます。

(16) 美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (第45条)

美術の著作物又は写真の著作物の原作者は、その作品を展示できます。

(17) 公開の美術の著作物等の利用 (第46条)

建築物や公園にある銅像などは写真撮影したりテレビ放送したりする事ができます。

(18) 美術の著作物等の展示に伴う複製 (第47条)

展覧会の開催者は、解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載できます。

(19) プログラムの著作物の複製物の所有者による

複製等 (第42条の2)

プログラムの所有者は、自ら電子計算機で利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製翻案する事ができます。

5 学校現場での著作物の利用

それでは、実際に学校でどのように著作物を利用すればよいのでしょうか。学校現場に直接関わる事例で考察することにします。

(1) コンピュータ・ソフトウェアの利用

最近は何の学校にも「OA教室」や「パソコン教室」があると思います。そこには1クラスの人数プラス教授用の台数のパソコンが設置され、ここでは多くのソフトウェアを使用しています。これらのソフトウェアは著作権法では、通常、1本のソフトウェアは1台のコンピュータでのみ使用できることになっています。ですから、1本のソフトウェアを複数のコンピュータで使用する事は、技術的には可能ですが、そのような行為は違法です。違法コピーは、ソフト開発の遅れをもたらす、ソフトウェアの高騰や粗悪品の蔓延を招きます。また、ネットワーク化が進むと、違法コピーしたソフトの使用は、コンピュータウィルスを持ち込む要因となることをしっかりと認識すべきです。そこで、基本的には、使用するパソコンの台数分のソフトウェアを購入することになります。しかし、通常、ソフトウェアと解説書が1つのパッケージとなっている単品を台数分購入するとなると、予算的にも、保管場所の確保に

も、頭を悩ますことになります。1つのソフトウェアだけを使用するのではなく、複数の異なるソフトウェアを使用し教育活動を行うのですからなおさらです。

そこで、市販の価格より割安でソフトウェアの供給を受ける方法がありますので、次に主な契約方法を整理してみました。

①学校向けライセンス契約での購入

通常「スクールセット」「スクールバック」等と呼ばれるもので、複数のソフトウェアと1組の関連資料が一つのパッケージとなっている商品です。

「11本セット」、「21本セット」などがあり、学校はパソコンの台数にあわせて購入します。

「〇〇本セット」と表示されていても、実際にはソフトウェアは1セットのみ現物があり、学校で契約台数分のハードディスクにインストールする方式になっているものもあります。これは次に説明するサイトライセンス契約と実質的には同じものですが、サイトライセンスが利用者の必要本数分契約するのに対して、ライセンス契約は、著作権者があらかじめ決めた本数を契約する「パッケージ」商品である点に違いがあります。価格は、単品での購入より割安になっています。

②サイトライセンス契約による購入

「サイトライセンス」「教室向けライセンス」と呼ばれるもので著作権者は1セットのソフトウェアと関連資料を提供し、学校の特定の場所(学校全体又は教室等)で契約した本数だけ、複製することが許されるものです。単品での購入より価格は割安で、複製本数が多いほど割引率が高くなるシステムです。

ライセンス契約、サイトライセンス契約ともに、使用に関して特別の制限があることが一般的です。その一つには、使用の目的が学校での教育に限られます。もう一つは、使用場所の制限です。通常、学校内又は教室内でのみ使用が許可されます。したがって、生徒や教員が自習用として持ち帰って使用することは禁止されます。

③PDS（フリーソフトウェア）とシェアウェア

ソフトウェアの作者が、金銭をとらず、誰でも利用できるように自作のプログラムを公開している場合、そのソフトウェアのことをPDSと呼びます。パブリック・ドメイン・ソフトウェアの略です。パソコン通信やインターネットで入手できるほか、雑誌の付録についていたりします。金銭をとらず、誰でも使用できるからといって、著作権を放棄しているソフトウェアはごく一部で、多くは、商業利用には許諾が必要であるとの条件がついています。最近ではフリーソフトウェアと呼ばれることが多いようです。

これに対して、シェアウェアと呼ばれるソフトウェアは、市販されているソフトウェアにくらべて、低廉な使用料で使用が許諾されているものをいいます。根気よく探せば、掘り出し物が見つかるかもしれません。

④ネットワークで使用する場合のライセンス

多数のパソコンを利用する場合、ネットワークを構築しているところも増えてきています。この場合もソフトウェアのネットワークでの使用に対する契約があります。一つはサーバーマシン上のソフトウェアを使用するものです。ソフトウェアを供給するコンピュータ（サーバーマシン）にソフトウェアを蓄積して、サーバーに接続されたコンピュータによってそのソフトウェアを使用するのです。この場合、サーバーに接続しているコンピュータの数で使用数の上限を定めたり、最大使用者数によって対価を定めるようです。

もう一つは、サーバー上のソフトウェアと接続しているコンピュータ上のソフトウェアとの協働で使用するものです。どちらの場合も接続されているコンピュータの台数やコンピュータの使用人数によって使用料を支払うようになっています。そのためサーバーからの読み出し回数を数えるソフトを組み込んだり、ネットワークで結ばれたコンピュータで同時に使用できるソフトウェアの数を制限する技術が必要となります。

以上様々な契約方法を見てきましたが、これ以外

にも、ハードを特定してソフトの使用を許諾するユーザーライセンス、ネットワーク上で同時に使用できるライセンスの最大数で料金を決める、同時使用ライセンスなど新しい契約方法がつぎつぎに考え出されています。

各学校の利用方法にあわせた契約を結ぶことが大切です。

（２）出版物の利用

さて、学校現場では様々な印刷物が授業で使用されますが、ここでは楽譜と問題集について取り上げます。

①楽譜のコピー使用

著作物が自由に使える場合の一つに学校における複製がありました。これは、教育を担当する者が授業の過程で利用するために著作物を複製することです。これには但し書きがあり、著作権者の利益を不当に害することとなる場合をのぞくとあります。（著作権法第35条）

では、学園祭など学校行事で合唱をする場合、練習のために楽譜を人数分コピーして使うことは許されるのでしょうか。この場合、授業で練習するにしても、本来ならば、生徒の人数分楽譜が売れることを考えれば、コピーしての利用は著作権者の利益を損なうことになります。楽譜を購入するか、複製の使用許諾を取る手続きが必要になるでしょう。

②問題集のコピー使用

著作権法第36条には、入学試験や検定試験などの問題として著作物を複製できることが明示されています。ただし、営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要であるとうたっています。学校現場で使用する場合は、非営利目的ですから問題はないでしょう。

ところで、「小テスト」、「10分間テスト」などで問題集やドリルの1ページをまるごとコピーして使用することはどうでしょうか。問題集やドリルは、1人1部ずつ購入して使用すべきものであるのがコピーしての使用は認められないのです。どのような

場合に許され、また許されないかの判断は一律にはできませんが、販売市場に影響を与える可能性から個別に判断することになります。

(3) 出演料と著作権料

各学校では、毎年「観劇会」や「鑑賞会」が計画され、催されるとおもいます。また、「学校創立〇〇周年記念式典」の中のイベントで演奏会が催されることもあるでしょう。この場合の出演料と著作権料について、実際の例で考えることにします。

A高校では、創立80周年記念式典でコーラスグループの演奏会を催しました。演奏会終了後、A高校は、コーラスグループを紹介した、仲介業者に、契約金を支払いました。それから、数日後、著作権協会から学校に、問い合わせの電話があったのです。それは、記念式典でのコーラスグループの演奏曲目を教えてほしいというものでした。その演奏目録によって学校から著作権料を支払ってほしいということのようでした。しかし、学校側は、著作権料を含めたいっさいの経費を契約金として仲介業者に支払っているとして話し合いが行われたそうです。

もう一つ、主催者である学校が直接出演者と契約し、出演料を出演者に払うほかに、著作権協会に著作権を支払った例もあります。つまり、観劇会等を開催する場合、出演料の中に著作権料を含めて支払うか、別にして直接協会に支払うか、契約の時に明確にしておくということが重要になるということです。

(4) 映像の利用

教材の中には、ビデオやLDなど、映像も多いと思います。教材として作成され市販されているものをそのまま利用する場合はいいのですが、既存の映像をコピーして授業で使用する場合は注意が必要です。現に市販されている商品や、レンタル商品を、無造作にダビングして使用することは、著作者の利益を害することになるのです。

だが、いかがでしたか。著作権なんてとっつきにくい、面倒くさい、そんな意識が大半を占めるのではないのでしょうか。しかし、知ってみれば著作権を守るのが当然と思います。他人の著作物を尊重し守って行くからこそ、文化の発達があり、技術の進歩があるのではないのでしょうか。

ではなぜ、著作権を守れないのでしょうか。一つには限られた予算で学校を運営しなければならないという、予算の問題があります。はじめに備品等、形のあるものの予算の確保があり、形のない著作権に対する予算確保は二の次ではなかったのでしょうか。しかし、パソコン等の機器の導入でみると、機器のみでは導入の効果は期待できません。ソフトウェアのような著作物も同様に予算を確保する事が重要です。

もう一つは、著作物が簡単にコピーでき、オリジナルと同じ性能、同じ効果を得ることができるからです。特にコンピュータソフトウェアに関してはコピーしても品質が劣化する事もなくコピー使用で何ら問題はないからです。しかし、簡単にコピーできるからといってコピーを使ってよいのでしょうか。不動産や動産のような有体物については、他人のものを断りもなく使ったり、所有したりということはしないはずですが、著作物のような無体物についてもコピーするということは、断りもなく利用し、所有することであると意識しなければなりません。すぐれた著作物がこれからも作られていくためには、著作者の人格を尊重する姿勢と、経済的保障が必要なのです。もし、今ある著作物がなかったら、自分で創作しなければならないのですから。

学校という教育機関は、一定の制約のもと、著作物が利用できる場合や、契約方法を工夫し、購入しやすい価格やサービスの提供を受けられるようになっています。これらの情報を収集し、適正な手続きを実行する仕事は、事務職員にとって、ますます重要な仕事になっていくのではないかと考えられます。そして著作権を事務職員が守ることと同時に、著作物の利用方法を教職員に周知徹底し、我々人間が創った、文化的・知的財産を守っていく体制が必要ではないのでしょうか。

6 おわりに

学校での著作権に関わる問題について考察してきました

参考文献

著作権テキスト（平成10年度） 文化庁
コンピュータ・ソフトウェア管理の手引き（学校編）

文化庁
コンピュータソフトのライセンス管理とは何か 学校編
（社）コンピュータ・ソフトウェア著作権協会
教師のための著作権法入門

（株）ぎょうせい 作花文雄著
やさしい知的所有権のはなし

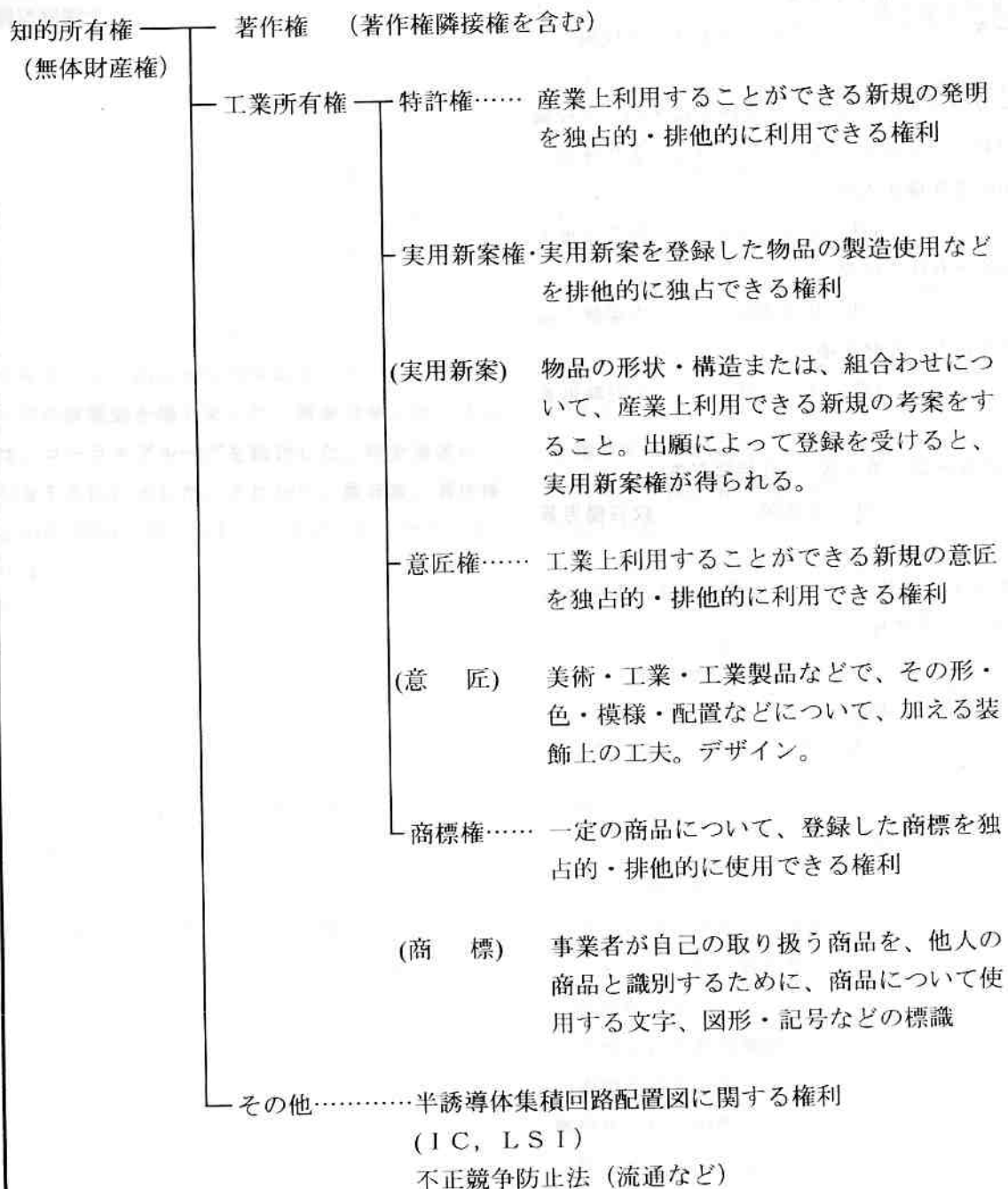
（株）法学書院 馬場錬成編
そこが知りたい！知的財産権

（株）オーム社 矢野輝男著

無体財産権法概説論〔第8版〕 有斐閣双書
（株）有斐閣 紋谷暢男著

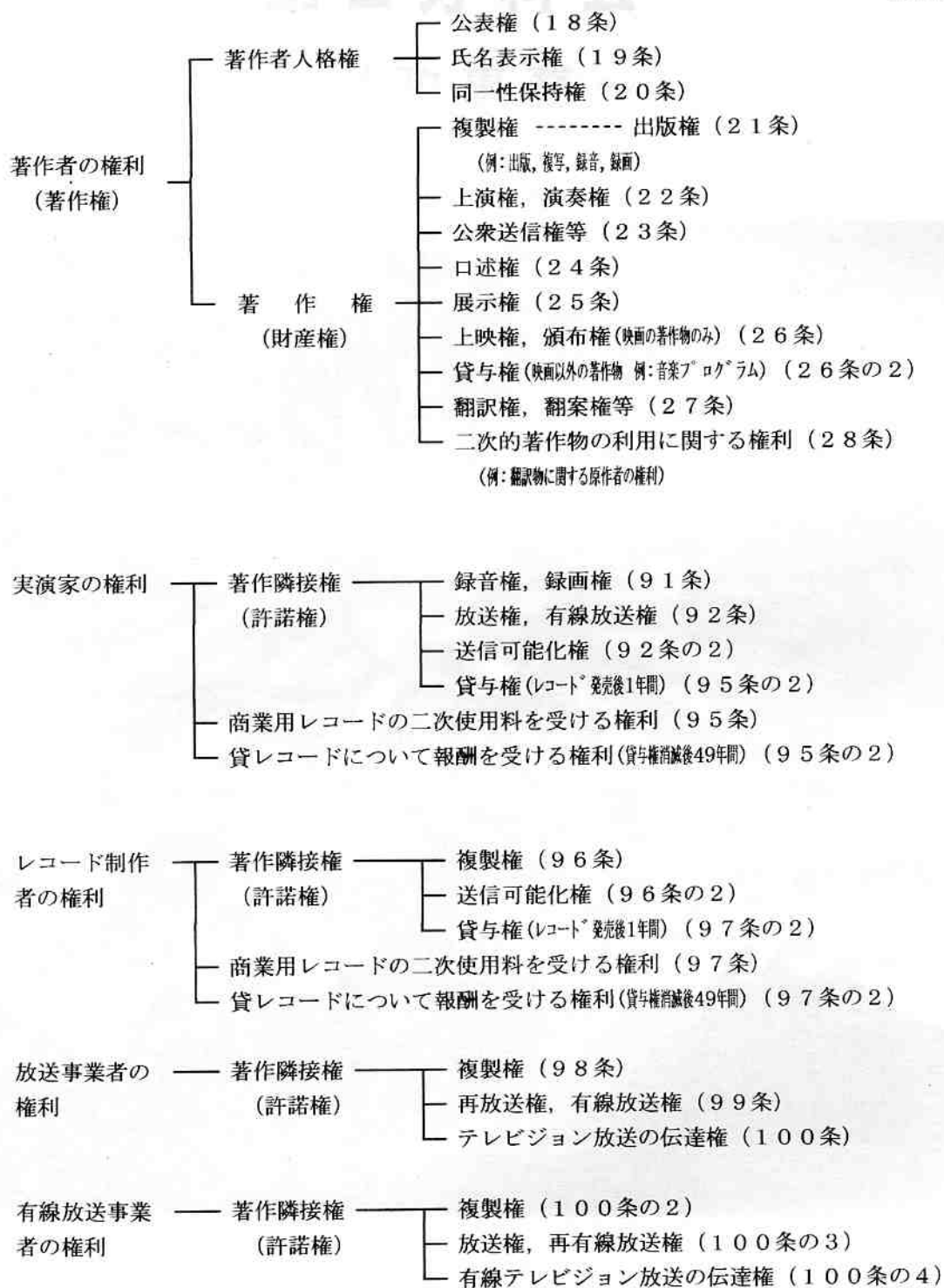
知的財産権がわかる事典
（株）日本実業出版社 生田・名越法律特許事務所編
コミックでわかる著作権

（社）著作権情報センター
知的所有権は誰でもとれる
日本法令 豊沢豊夫著



平成10年度著作権テキストP1 参照

近年、知的所有権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にも様々なものが権利の対象となる可能性があります。



(平成10年度 著作権テキストP2～3参照)